令和4年2月20日から 長期優良住宅の認定申請手続きが変わります。

~広島県の長期優良住宅認定について~

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が令和4年2月20日に一部施行されることに伴い、長期優良住宅の認定申請手続き等が変わります。【令和4年2月20日以降に認定申請書を県に提出する場合は、①のとおり添付する図書が変わるとともに、裏面③の表の手数料が適用されますのでご留意ください。】

① 認定申請に係る添付図書

令和4年2月20日から、次のとおり、事前審査方式と性能評価書添付方式に添付する図書が変わります。

審査方式	添付図書		
金 <u>自</u> 月刊	現、状	令和4年2月20日~	
		確認書	
事前審查方式	適合証	又は	
		確認書の写し	
性能評価書添付方式	住宅性能評価書	住宅性能評価書 又は 住宅性能評価書の写し ※長期使用構造等である旨 の記載ありの住宅性能評価 書に限る	

令和4年2月20日以降に適合証や住宅性能評価書(長期使用構造等である旨の記載がないもの) を添付し、県の窓口へ認定申請された場合は、受付できません。

当該図書を添付して認定申請する場合は、令和4年2月 18 日(金)までに認定申請いただきますようご協力ください。

② 災害に係る認定基準の追加

長期優良住宅の認定基準に「自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮」に関する項目が追加されます。

県が認定を行う地域では、次の区域内に建築される場合には、原則として認定を行わない こととします。

- 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)
- **急傾斜地崩壊危険区域**(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
- 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)

災害危険区域(建築基準法第39条第1項)※

※広島県建築基準法施行条例で指定した災害危険区域においては、認定を行わないこととします。 ※市町が条例で指定する災害危険区域においては、認定申請にあたり当該条例で規定する必要な措置 を講じる必要があります。

③ 長期優良住宅 認定申請手数料

● 新築住宅 認定申請手数料【今回改定しました】

(内は、今回手数料額の見直しを行った箇所)

区分		金額		
		事前審査方式 (事前審査あり) (確認書提出あり)	住宅性能評価書 ^{※2} 添付方式 (事前審査あり) (住宅性能評価書 提出あり)	技術審査委託方式 (事前審査なし) (確認書等提出なし)
一戸建て	住宅*1	13,000円	13,000円	48,000円
共同	~500 ㎡以内	23,000 円	23,000円	113,000円
住宅等	500 ㎡超~1,000 ㎡以内	39,000 円	39,000円	180,000円
	1,000 ㎡超~3,000 ㎡以内	65,000 円	65,000円	357,000円
	3,000 ㎡超~5,000 ㎡以内	104,000円	104,000円	639,000円
	5,000 ㎡超~10,000 ㎡以内	158,000円	158,000円	1,098,000円
	10,000 ㎡超~20,000 ㎡以内	269,000円	269,000円	2,032,000 円
	20,000 ㎡超~30,000 ㎡以内	340,000円	340,000円	2,903,000円
	30,000 ㎡超~	386,000円	386,000円	3,557,000円

- ※1 一戸建ての住宅:住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない専用住宅に限ります。
- ※2 住宅性能評価書:長期使用構造等である旨の記載がある場合に活用ができます。

● 既存住宅(増改築) 認定申請手数料 (今回改定しました)

(内は、今回手数料額の見直しを行った箇所)

区分		金 額	
		確認書提出	事前審査なし
一戸建て住宅		19,000円	72,000円
共同	~500 m以内	35,000円	169,000円
住宅等	500 ㎡超~1,000 ㎡以内	58,000円	271,000円
	1,000 ㎡超~3,000 ㎡以内	97,000円	535,000円
	3,000 ㎡超~5,000 ㎡以内	155,000円	958,000円
	5,000 ㎡超~10,000 ㎡以内	237,000円	1,647,000円
	10,000 ㎡超~20,000 ㎡以内	403,000円	3,048,000円
	20,000 ㎡超~30,000 ㎡以内	510,000円	4,355,000円
	30,000 ㎡超~	580,000円	5,335,000 円

※ 既存住宅(増改築)の認定申請では設計住宅性能評価書の活用はできません。

● 関連情報

国土交通省ホームページ(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係) http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

問い合せ先

広島県土木建築局建築課 建築指導グループ

電話:082-513-4183 (ダイヤルイン)

住所:広島市中区基町 10-52 (県庁北館 5 階)

県管轄は、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市を除く市町です。 (三次市内の建築基準法第6条第1項第4号の建物は、三次市が管轄しています。)